

第1段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で高齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	18	6	12	400	880	1,837
要支援2	656							1,966
介護度1	704							2,045
介護度2	772							2,114
介護度3	847							2,191
介護度4	918							2,263
介護度5	987							2,333

第2段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下(夫婦で1,650万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	18	6	12	700	880	2,137
要支援2	656							2,266
介護度1	704							2,345
介護度2	772							2,414
介護度3	847							2,491
介護度4	918							2,563
介護度5	987							2,633

第3段階①(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下(夫婦で1,550万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	18	6	12	1,100	1,370	3,027
要支援2	656							3,156
介護度1	704							3,235
介護度2	772							3,304
介護度3	847							3,381
介護度4	918							3,453
介護度5	987							3,523

第3段階②(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	18	6	12	1,400	1,370	3,327
要支援2	656							3,456
介護度1	704							3,535
介護度2	772							3,604
介護度3	847							3,681
介護度4	918							3,753
介護度5	987							3,823

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	18	6	12	1,780	2,066	4,403
要支援2	656							4,532
介護度1	704							4,611
介護度2	772							4,680
介護度3	847							4,757
介護度4	918							4,829
介護度5	987							4,899

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき							
個別機能 訓練加算	認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算 片道 184	口腔連携 強化加算 1月につき 50	療養食加算 1日3回限度 1回 8	生産性向上推進 体制加算(Ⅰ) 1月につき 100	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ) 1月につき 10
56	200	120					

介護度1～5 1日につき						
医療連携 強化加算	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算	(1)在宅中重度加算	(2)在宅中重度加算	(3)在宅中重度加算	(4)在宅中重度加算
58	64	90	421	417	413	425

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数) × 13.6%

※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

清心苑ショートステイ 料金表

☆地域区分単価 1単位=10.17円

2026年6月1日～
R6.5.17作成

2割負担

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	/	6	/	1,780	2,066	4,959
要支援2	656							5,217
介護度1	704		18		12			5,376
介護度2	772							5,514
介護度3	847							5,667
介護度4	918							5,811
介護度5	987							5,951

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。
※食費にはおやつ代100円を含みます。

3割負担

☆地域区分単価 1単位=10.17円

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	529	12	/	6	/	1,780	2,066	5,515
要支援2	656							5,903
介護度1	704		18		12			6,141
介護度2	772							6,348
介護度3	847							6,577
介護度4	918							6,794
介護度5	987							7,004

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。
※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき							
個別機能 訓練加算	認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	口腔連携 強化加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)
56	200	120	片道 184	1月につき 50	1回 8	1月につき 100	1月につき 10

介護度1～5 1日につき						
医療連携 強化加算	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算	(1)在宅中重度加算	(2)在宅中重度加算	(3)在宅中重度加算	(4)在宅中重度加算
58	64	90	421	417	413	425

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%
※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

1割負担

長期利用 清心苑ショートステイ 料金表

☆地域区分単価 1単位=10.17円

令和6年8月1日～

※要支援は31日以上 要介護は61日以上利用の場合

R6.5.22作成

第1段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で老齢年金受給者
- ・生活保護受給者・預貯金等が、単身の場合1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	18	6	12	400	880	1,810
要支援2	623							1,932
介護度1	670							2,011
介護度2	740							2,082
介護度3	815							2,158
介護度4	886							2,230
介護度5	955	2,300						

第2段階(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円以下の方・預貯金等が、単身の場合650万円以下(夫婦で1,650万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	18	6	12	700	880	2,110
要支援2	623							2,232
介護度1	670							2,311
介護度2	740							2,382
介護度3	815							2,458
介護度4	886							2,530
介護度5	955	2,600						

第3段階①(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間80万円超120万円以下の方・預貯金等が、単身の場合550万円以下(夫婦で1,550万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	18	6	12	1,100	1,370	3,000
要支援2	623							3,122
介護度1	670							3,201
介護度2	740							3,272
介護度3	815							3,348
介護度4	886							3,420
介護度5	955	3,490						

第3段階②(以下の全てを満たす方)

- ・被保険者本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市区町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間120万円超の方・預貯金等が、単身の場合500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	18	6	12	1,400	1,370	3,300
要支援2	623							3,422
介護度1	670							3,501
介護度2	740							3,572
介護度3	815							3,648
介護度4	886							3,720
介護度5	955	3,790						

第4段階

- ・第1、第2、第3段階以外の方

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	18	6	12	1,780	2,066	4,376
要支援2	623							4,498
介護度1	670							4,577
介護度2	740							4,648
介護度3	815							4,724
介護度4	886							4,796
介護度5	955	4,866						

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき							
個別機能 訓練加算	認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	口腔連携 強化加算	療養食加算	生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)
56	200	120	片道 184	1月につき 50	1日3回限度 1回 8	1月につき 100	1月につき 10

介護度1～5 1日につき						
医療連携 強化加算	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算	(1)在宅中重度加算	(2)在宅中重度加算	(3)在宅中重度加算	(4)在宅中重度加算
58	64	90	421	417	413	425

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%

※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。

長期利用 清心苑ショートステイ 料金表

☆地域区分単価 1単位=10.17円

※要支援は31日以上 要介護は61日以上利用の場合

2026年6月1日～

R6.5.17作成

2割負担

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	/	6	/	1,780	2,066	4,781
要支援2	623							5,037
介護度1	670		18		12			5,194
介護度2	740							5,332
介護度3	815							5,482
介護度4	886							5,625
介護度5	955							5,763

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

3割負担

	サービス費	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算	食費	滞在費	計/日
要支援1	503	12	/	6	/	1,780	2,066	5,331
要支援2	623							5,715
介護度1	670		18		12			5,950
介護度2	740							6,108
介護度3	815							6,383
介護度4	886							6,597
介護度5	955							6,805

※上記の利用料にテレビ使用料(1日:100円)等が必要に応じて加算されます。

※食費にはおやつ代100円を含みます。

※以下の加算は対象の方のみご請求させていただいております。

要支援1・2 介護度1～5 1日につき

個別機能 訓練加算	認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	若年性認知症 利用者受入加算	送迎加算	口腔連携 強化加算	療養食加算 1日3回限度	生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)
56	200	120	片道 184	1月につき 50	1回 8	1月につき 100	1月につき 10

介護度1～5 1日につき

医療連携 強化加算	看取り連携 体制加算	緊急短期入所 受入加算	(1)在宅中重度加算	(2)在宅中重度加算	(3)在宅中重度加算	(4)在宅中重度加算
58	64	90	421	417	413	425

介護職員処遇改善加算について

『介護職員処遇改善加算』の計算方法は、ひと月のサービス利用単位数 の部分合計額(介護度の基本単位+各種加算の合計単位数)×13.6%

※小数点以下は四捨五入で計算させていただきます。